

公益財団法人静岡県国際交流協会定款

制定決議	平成 23 年 10 月 5 日
変更決議	平成 25 年 11 月 20 日
同	平成 28 年 3 月 16 日
同	令和 3 年 3 月 16 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人静岡県国際交流協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、県民の国際理解を深め、県民の国際交流活動を充実するとともに、多文化共生社会の発展に貢献する事業を行い、世界と調和し発展する静岡県に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、県民、外国籍住民、国際関係団体、自治体等が行う国際理解及び国際交流推進活動並びに多文化共生社会推進活動を支援し促進する次の事業を行う。

- (1) 情報の収集及び提供
- (2) 相談窓口の設置及び運営
- (3) 研修会、セミナー、講座等の開催
- (4) 指導者及びボランティアの育成及び養成
- (5) 講師等の派遣
- (6) 指導、助言、調整活動等
- (7) 無料職業紹介事業
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、静岡県において行う。

第 3 章 資産及び会計

(財産の種別)

第 5 条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の 2 種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (2) 理事会で基本財産とすることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類等を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時評議員会において承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の規定により承認を受けた書類等のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規

則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 4 章 評議員

(評議員の定数)

第 11 条 この法人に評議員 4 名以上 8 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 12 条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第 1 号又は第 2 号に該当する者の配偶者、3 親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を 1 名又は 2 名以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2名以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2名以上の評議員）につき2名以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員は無報酬とする。

2 この法人は、評議員に対して、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集等)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基

づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会の議長は、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長、出席した評議員の中から選出された議事録署名人 2 名及び議事録作成者である業務執行理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設置)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4 名以上 8 名以内
 - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長とする。
 - 3 会長以外の理事のうち、1 名を業務執行理事とする。
 - 4 第 2 項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の業務執行理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 22 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 26 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 この法人は、理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職
(招集等)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、理事の中から議事録署名人として選出された者 2 名以上及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 賛助会員

(賛助会員)

第 33 条 この法人の目的に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める賛助会員に関する規程による。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 34 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 12 条についても適用する。

(解散)

第 35 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第36条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは静岡県に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは静岡県に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は鈴木與平、業務執行理事は杉山滋敏とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

勝間田芳壽	川井敏行	木苗直秀
里見和洋	田子博英	原田義明

附 則

この定款は、平成25年11月20日から施行する。

附 則

この定款は、平成28年3月16日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年3月16日から施行する。

事業 年度	自	令和7年4月1日	法人コード	A003143
	至	令和8年3月31日	法人名	公益財団法人静岡県国際交 流協会

役員等名簿

1. 評議員 (公益財団法人の場合のみ)

フリガナ (姓/名)		氏名 (姓/名)		常勤 非常勤
イシカワ	ヨシヒコ	石川	佳彦	非常勤
イマイ	ヤスユキ	今井	康之	非常勤
スズキ	ヨシノリ	鈴木	良則	非常勤
ニシガヤ	ヨシアキ	西ヶ谷	嘉明	非常勤
オオイシ	ユウジ	大石	裕之	非常勤
オカダ	タカフミ	岡田	好史	非常勤
フクシマ	ユタカ	福島	豊	非常勤
ヨコチ	マスミ	横地	眞澄	非常勤

2. 理事

代表理事・外部理事は、その者の「代表理事」「外部理事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ (姓/名)		氏名 (姓/名)		常勤 非常勤	代表 理事	外部 理事
ミツヤスア パレンダ	ミツエ	光安アパ レンダ	光江	非常勤		
ムラカミ	ヒロユキ	村上	広幸	常勤		
タカガイ	リョウ	高貝	亮	非常勤	レ	
カヤマ	イソコ	加山	勤子	常勤		
ミヤギシマ	マリ	宮城島	眞理	非常勤		
ヤマグチ	ユウコ	山口	祐子	非常勤		
スギヤマ	シゲトシ	杉山	滋敏	非常勤		
トミタ	タカコ	富田	貴子	非常勤		

3. 監事

外部監事は、その者の「外部監事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ (姓/名)		氏名 (姓/名)		常勤 非常勤	外部 監事
ウンノ	ヨシヒサ	海野	芳央	非常勤	
ドムラ	アキフミ	土村	暁文	非常勤	

令和6年度 公益財団法人静岡県国際交流協会事業報告

令和6年度は、円安が進んだことで、外国人観光客の日本への訪問が増加し、2024年の訪日外国人旅行者数は、コロナ禍前を大幅に上回り、過去最多を記録した。円安を背景に、消費額を押し上げている。世界的にも外国人留学生が増加している中で、日本においても、多様な国・地域の外国人留学生を受け入れており、留学生総数は過去最多となっている。日本語教育機関においても、調査を開始した2011年度以降過去最多となっている。(令和6年5月1日独立行政法人日本学生支援機構)

総務省が4月に公表した人口推計で人口減の加速が鮮明となっており、労働力不足の深刻化や地域経済の縮小に懸念があり、働き手を補う外国人獲得に力を入れる地域も目立ってきた。外国人人材の受入れは、技能実習生制度に代わる「育成就労」制度が2027年度に導入される。外国人本人の意向で転籍が可能となり、人材が都市部へ流れる懸念があり定着に向けた環境整備が必要となる。

静岡県の人口増減率は、全国平均▲0.44%と比較し、▲0.8%と高くなっている。一方、静岡県の外国人数は令和6年6月末現在120,314人となり、過去最多を更新している。静岡県で外国人を除く人口の増加率は14年連続で減少しており、外国人の増加が、静岡県の人口減少に歯止めをかけていると考えられる。静岡県の主な出身国(地域)別に見ると、アジア圏の国・地域で大幅な増加となっている。特に、静岡県でブラジルに次ぐ2位だったフィリピンがベトナムになるなど変化が生まれている。

国では、外国人材の受入環境整備金を交付し、外国人相談窓口運営の財政的な支援を行っている。令和6年度からは、「外国人支援コーディネーター」の資格取得のための研修を開始することで、専門性を備えた窓口運営を進めている。日本語教育においても、日本語教育の全国展開・学習機会の確保や日本語教育の質の向上を目的とした事業として、令和6年度から、日本語教育機関や日本語教員の認定が実施され、質の高い日本語教育を提供するための仕組み作りが始まっている。

そのような中、静岡県国際交流協会は、中・長期計画を策定し、重点事業として、相談事業の強化、自立した若者の輩出、地域日本語教育の充実を掲げている。

令和元年から受託する外国人相談窓口「静岡県多文化共生総合相談センター」の運営は7年目となる。「外国人支援コーディネーター」には、ブラジルにルーツがある相談員が受講し、認定されている。外国人支援の最前線に立ち、関係性・専門性の深化や人材育成に努めた。

また、若者の輩出に関しても、進学や就職を果たした先輩と連携し、ロールモデルの紹介を行うと共に、職業体験を通して、外国人特有のキャリアの障壁の原因を突き詰めながら、若者に寄り添った支援を進め、経験を積んでいる。

資産運用では、基本財産の投資有価証券の令和7年3月末の時価指数は、101.48(前年度104.95)となった。また、事業実施に当たっては、年間を通じ効率的な事業執行や事業効果の最大化を図り、公益財団法人を知悉する会計事務所の指導及び指示に基づき的確な会計処理に努めた。

1 国際理解・交流推進事業 (16,495,158 円 内共通経費 3,434,822 円)

【県民・団体への働きかけ、連携強化】 (9,591,190 円)

(1) 情報収集提供事業	・ 情報誌、ホームページ
(2) 国際理解教育事業	・ 「アース（明日）カレッジ」の開催
(3) 外国語ボランティアバンク設置及び 災害時外国語ボランティア育成事業	・ 外国語ボランティアバンクの登録、紹介 ・ 災害時外国語ボランティアの登録、育成
(4) 日本国際連合協会関連事業	・ 国連外国語講座（英語・韓国語）

【海外との関係強化・維持】 (3,469,146 円)

(5) 留学生支援事業	・ 「ふじのくに国際交流親善大使」設置 ・ 留学生就職支援事業
(6) 海外国際交流団体連携事業	・ 海外関係団体への情報提供
(7) 海外移住者援護事業	・ 「オレンジネット」への情報掲載、海外県人会への助成・表彰

2 多文化共生推進事業 (32,561,283 円 内共通経費 7,972,107 円)

【外国人住民支援】 (24,589,176 円)

(1) 外国人住民支援アドバイザー設置事業	・ 静岡県多文化共生総合相談センター「かめりあ」
(2) 外国人住民相談窓口高度化事業	・ 静岡県医療通訳体制整備事業 ・ 静岡型定住外国人就業・定着システム構築事業 ・ 外国につながる高校生を対象とした日本語教育及びキャリア支援事業 ・ ブラジル人学校生徒キャリア形成支援事業
(3) 日本語指導ボランティア研修会開催事業	・ 「静岡県日本語ボランティアセミナー」の開催
(4) 外国人学校児童生徒日本語支援事業	・ 日本語指導者との課題共有

【地域連携・協働事業】

(5) 多文化共生団体ネットワーク構築	・ 社会福祉協議会等、関係団体の情報共有
(6) 外国人児童支援事業	・ ブラジル人学校日本語教育事業
(7) 外国人技能実習生等日本語支援事業	・ 企業への実習生受入相談対応

1 国際理解・交流推進事業

【 県民・団体への働きかけ、連携強化 】

(1) 情報収集提供事業

- ア 情報誌(SIR Joy Press) 3,800部を年11回発行した。
- イ ホームページ「SIR 静岡県国際交流協会」の保守及び5言語（日本語・やさしい日本語・英語・スペイン語・ポルトガル語）による情報提供を行った。
- ・平均ページビュー数 16,217件/月

(2) 国際理解教育事業

国際理解・交流推進に取り組む県内外団体が連携・協働を強化するとともに、県民への情報発信力を高めるため、地域課題に取り組む諸団体・実践者と連携して「アース(明日)カレッジ2024」を開催した。

アース(明日)カレッジ2024

開催時期	令和6年9月16日(月・祝)
内 容	「誰もがセンセイ、誰もがセイト」をコンセプトに、22講座を開催し、展示コーナーを設置した。タイや中国、インドネシア等の留学生や外国人住民が、それぞれの国のお祭りや遊びを紹介し、県民との交流を図った。
会 場	静岡市葵生涯学習センター アイセル21(静岡市)
講 師	静岡県国際交流協会親善大使、しずおか自主夜間教室、静岡県中小企業家同友会、他
参 加 者	590名(延人数)

(3) 外国語ボランティアバンク設置及び災害時外国語ボランティア育成事業(県委託事業)

県の国際的イベント開催時の言語支援や災害時の外国人住民への円滑な支援体制の構築等を図るため、語学が堪能な県民のボランティア登録を行った。災害時の外国人支援体制を整備するため、災害時外国語ボランティアの募集・登録を行い、研修会を実施した。

ア 外国語ボランティアバンク設置

- ・登録者数 1,492名 31言語 (内災害時外国語ボランティア 442名 20言語)

イ 災害時外国語ボランティア研修会の開催

静岡県災害時多言語支援センターや、災害時外国語ボランティアの活動についての説明及び講義を行った。

「外国人の声をきこう」

開催時期	令和6年11月9日(土)
内 容	県内在住の外国人3名による災害経験についての発表や地震防災センターの見学を行った。
会 場	静岡県地震防災センター(静岡市)
参 加 者	20名

災害時外国語ボランティア 通訳・翻訳ロールプレイング

開催時期	令和7年3月1日（土）
内 容	通訳や翻訳における注意事項や必要な事前準備等について学んだ後、災害時を想定し、外国人被災者役・行政職員役・通訳に分かれ、ロールプレイングを行った。
会 場	Zoom（オンライン）
講 師	岩田久美氏（（一社）多文化社会専門職機構認定相談通訳）
対象言語	英語
参 加 者	英語 14 名

災害時外国語ボランティア 通訳・翻訳ロールプレイング

開催時期	令和7年3月2日（日）
内 容	通訳や翻訳における注意事項や必要な事前準備等について学んだ後、災害時を想定し、外国人被災者役・行政職員役・通訳に分かれ、ロールプレイングを行った。
会 場	Zoom（オンライン）
講 師	岩田久美氏（（一社）多文化社会専門職機構認定相談通訳）
対象言語	中国語、ポルトガル語、スペイン語、やさしい日本語
参 加 者	17 名

(4) 日本国際連合協会関連事業

国際連合の機能・活動に対する理解を深め、語学力の向上を図る機会を提供するため、全 10 回の「国連外国語講座（英語・韓国語）」を年 3 期開催した。

国連外国語講座（英語・韓国語）

	静岡会場		沼津会場	
開催時期	(第1期) 令和6年5～8月 (第2期) 10～12月 (第3期) 令和7年1～3月			
内 容	英会話（初級、初中級、中級、上級） 韓国語（入門、初級）		英会話（初級、初中級、中級、上級）	
会 場	静岡県教育会館		沼津労政会館	
参 加 者	第1期	86名	第1期	39名
	第2期	86名	第2期	38名
	第3期	83名	第3期	37名
	計	255名	計	114名
	合計	369名		

【 海外との関係強化・維持 】

(5) 留学生支援事業

ア ふじのくに国際交流親善大使設置事業

県内大学に在籍する留学生や外国にルーツをもつ青年を「ふじのくに国際交流親善大使」に委嘱し、地域の国際交流事業に紹介をした。

委嘱者	張 守震（中国、静岡大学） 柳 金涵（中国、県立大学） Armaini Juwita（インドネシア、県立大学） Widya Medianto（インドネシア、静岡英和学院大学） Sakdiah Samli（インドネシア、静岡英和学院大学） Mya Pearl Soe（ミャンマー、静岡英和学院大学） Madurapperuma Arachchige Dinuka Geethanjana Pamarathna（スリランカ、静岡産業大学） Villacampa Nica（フィリピンルーツ、県立大学） Antony Alvarez（ペルールーツ、しずおか Job ステーション） 藤田 ジュリエッタ（アルゼンチンルーツ、スルガ銀行） 村上 ナオキ（ブラジルルーツ、県教育委員会他） 計 11 名
活動実績	「清水港ツアー」での通訳ボランティア、菊川市国際交流協会主催「料理講座」の講師、函南町都市交流協会主催交流会への参加、「災害時外国語ボランティア研修会での発表」ほか 計 13 件 延べ 21 人参加

イ 留学生就職支援事業（公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム委託事業）

県内大学に在学し、静岡県内企業への就職を希望する留学生に対し、静岡県の産業や企業を学ぶ基礎講座や留学生の OBOG 交流会、インターンシップ、企業訪問を実施した。

基礎講座

開催時期	令和 6 年 6 月～令和 6 年 10 月
開催回数	静岡市 5 回 浜松市 5 回
会 場	静岡市 静岡 B-nest、静岡労政会館 浜松市 静岡大学浜松キャンパス
講 師	臼井国際産業(株)、(株)ユニバンス
〈県内企業〉	中山 勝氏（一般財団法人企業経営研究所 理事長）
〈キャリアカウンセラー他〉	野口直子氏（キャリアカウンセラー） 市川雄一郎氏（株）ソミックアドバンス 小野大輝氏（しずおか焼津信用金庫） しずおかジョブステーション
〈行政書士〉	宇佐美陽子氏 中津川浩淳氏
〈留学生 OBOG〉	フィルダウス・プリヨ・ハルトモ氏（インドネシア出身 (株)ヤタロー） ヴィシュミ・ダリーシャ氏（スリランカ出身 (株)小楠金属工業所） アティカ・フィルザ・シュアディ氏（インドネシア出身 (株)小楠金属工業所） チャン ティー クイン氏（ベトナム出身 焼津水産化学工業(株)）

	スマイヤ・ラヒラ氏（インド出身 ヤマハ発動機(株)） 孫 江明氏（中国出身 (株)大鉄アドバンス） 李 悠可氏（中国出身 (株)大鉄アドバンス） ド ハー フォン氏（ベトナム出身 元 IT 企業勤務） マハラジャン ディリプ氏（ネパール出身 (株)クア・アンド・ホテル） ピアンナパ コンピッチャヤノン氏（タイ出身 静岡ガス(株)）
参 加 者	留学生 129 名

インターンシップ

開催時期	令和 6 年 9 月 3 日（火）～ 9 月 9 日（月）
受入企業	(株)磯駒海苔（静岡市）、(株)中村機工（静岡市）、(株)イーシーセンター（富士市）
参 加 者	留学生 4 名

企業訪問

開催時期	令和 7 年 2 月 6 日（木）
訪問企業	白井国際産業(株)（駿東郡清水町）、(株)富士テクニカ宮津（駿東郡清水町）
参 加 者	留学生 29 名

(6) 海外国際交流団体連携事業

国際相互理解を促進するため、市民交流希望案件を情報誌やホームページ等を通じ、県民や県内の青少年団体や女性団体、自治体等に情報提供、提案した。

(7) 海外移住者援護事業（県補助事業）

協会ホームページ内「オレンジネット」及び情報誌にブラジル、アルゼンチン、ペルーの各県人会から提供された情報を掲載し、海外静岡県人会への助成や高齢者表彰を行った。

・在外県人会への助成

ブラジル県人会 700 千円、アルゼンチン県人会 200 千円、ペルー県人会 200 千円、サンパウロ日伯援護協会 80 千円、アマゾニア日伯援護協会 80 千円

・在外県人高齢者表彰

ブラジル 2 名

2 多文化共生推進事業

【 外国人住民支援 】

(1) 外国人住民支援アドバイザー設置事業（県委託事業）

外国人住民が抱える生活課題に対応するため、「静岡県多文化共生総合相談センター かめりあ」において外国人相談員及び日本人相談員を配置し、生活相談に対応した。

専門家による相談会を開催し、市町で実施される相談会等に出向き、各地域の相談対応を支援した。

静岡県多文化共生総合相談センター かめりあ

対応言語 言語別内訳	ベトナム語	813 件	英語	78 件
	インドネシア語	378 件	中国語	70 件
	日本語	377 件	韓国・朝鮮語	3 件
	フィリピン語	276 件	モンゴル語	1 件
	スペイン語	162 件	ネパール語	1 件
	ポルトガル語	90 件		
	合計		2, 249 件	
相談内容	入管手続き	637 件	教育	35 件
	雇用・労働	391 件	住宅	27 件
	医療	172 件	交通・運転免許	23 件
	身分関係	125 件	福祉	22 件
	社会保険・年金	98 件	手続一般	4 件
	通訳・翻訳	65 件	防災・災害	3 件
	税金	55 件	ウクライナ避難民関係	1 件
	出産・子育て	46 件	その他	582 件
	日本語学習	36 件		
	合計		2, 322 件	

専門家による相談会

入国管理局相談会 102 件（全 12 回）、行政書士相談会 7 件（全 6 回）

法律相談会 55 件（全 22 回）、社労士相談会 17 件（全 9 回）

こころの相談会 17 件（全 10 回）

(2) 外国人住民相談窓口高度化事業

外国人住民の生活で重要となる医療、福祉、教育、雇用、防災等の分野での具体的な支援策の構築を図るため、体制整備に向けた検討・研修会や調査を行った。

医療通訳者紹介や就労支援マッチング事業及び外国人の若者を対象としたキャリア教育や日本語教育に取り組んだ。

ア 静岡県医療通訳体制整備事業（（一財）自治体国際化協会助成金事業）

医療従事者を対象としたセミナー

開催時期	令和 7 年 2 月 15 日（土）
内 容	外国人診療向上を目的とし、医療通訳の必要性を伝えるため、医療通訳介入にかかるワークショップを実施し、医療通訳の取り組みや課題について紹介をし、外国人医療についての理解を深め、体制づくりを進めた。
会 場	中東遠総合医療センター（掛川市）
参 加 者	医師・関係者 38 名

医療通訳講座

開催時期	令和6年8月4日（日）、8月25日（日）	
内 容	外国人に必要な特定検診や成人健診をテーマとした通訳業務に必要な関連知識、対応力、通訳技術を学んだ。	
	第1回	第2回
会 場	Zoom（オンライン）	静岡県男女共同参画センター あざれあ（静岡市）
講 師	静岡県立大学 看護学部看護学科 濱井妙子 氏 港町診療所 所長・総合内科専門医 沢田貴志 氏	ポルトガル語 岩本 弥生 氏 スペイン語 形岡 洋光 氏 中国語講師 宇野 冬美 氏 フィリピン語 マクス ロイ パネル 氏 ベトナム語 ディン・ティ・ホン・ニユン 氏
参 加 者	32名 （中国語 5名、ポルトガル語 10名、スペイン語 4名、ベトナム語 8名、タガログ語 5名）	34名 （中国語 9名、ポルトガル語 7名、スペイン語 8名、ベトナム語 5名、タガログ語 5名）

医療通訳者紹介

派遣件数	9件
言 語 数	4言語（フィリピン語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語）
派遣病院	4病院（静岡県立こども病院（静岡市）、静岡市立清水病院（静岡市） 静岡県中部健康福祉センター（藤枝市）、菊川市立病院（菊川市））

イ 静岡型定住外国人就業・定着システム構築事業（県委託事業）

定住外国人の正社員就業を支援するため、外国人求職者への情報提供や就職相談に対応した。

アドバイザー派遣

就職を希望する定住外国人及び雇用に関心のある企業双方に寄り添い、アドバイスをを行った。

- ・企業登録者数 82社（令和7年3月末時点）
- ・外国人登録者数 115人

ウ 外国につながる高校生を対象とした日本語教育及びキャリア支援事業

日本語クラスの開催（（一財）自治体国際化協会助成金事業）

開催時期	令和6年4月～令和7年2月	
内 容	日本語能力が不十分で学校生活や授業理解に課題を抱えている生徒を対象とし、進路決定や漢字強化を目的とした日本語指導を行った。	
実 施 校	私立誠恵高校（沼津市）	県立浜松北高校定時制課程（浜松市）
回 数	全24回	全31回
参加人数	延べ94名	延べ158名

講 師	グランジャー・グローバル・アカデミー	岡田理江（にほんご NP0）
-----	--------------------	----------------

エ ブラジル人学校生徒キャリア形成支援事業（県委託事業）

ブラジル人学校に在籍する生徒を対象とし、キャリア教育を実施する。生徒一人ひとりが卒業後の生活や自分の将来について考え、自分の進路について理解を深めることをねらいとし、企業講話やキャリア講座、職業体験、個別支援等を実施した。

学校名 ※各種学校認可済	所在市
EAS（エスコラ・アレグリア・デ・サベル）※	浜松市
エスコラ・アウカンセ	浜松市
オビジェチーボ・デ・イワタ・チア・ホーザ	磐田市
セントロ・エドゥカシオナウ・ソヒゾ・デ・クリアンサ	菊川市
セントロ・デ・エンシーノ・ニッポ・ブラジレイロ	菊川市

企業講話

開催時期	令和6年6月～8月（全8回）
内 容	中学生、高校生を対象とし、外国人を雇用している企業担当者やブラジルルーツで現在社会人や大学生として活躍している先輩を講師に迎え、仕事内容や必要な日本語力等についてお話いただいた。
講 師	相川ヌビア氏（静岡文化芸術大学生） 柳澤クリスティーナ氏（静岡文化芸術大学、浜松大平台高校他） 宮本ルーカス氏（通訳） 高木智美氏（聖隷こども園こうのとり豊田園長） 溝井リキ氏（聖隷こども園こうのとり豊田保育士） 村上ナオキ氏（県教育委員会日本語指導コーディネーター他） 高森ジャケリネ氏（Linda Store 代表取締役） 紺野モレイラ氏（掛川市教育委員会通訳） 林田ススム氏（㈱ススム代表取締役） 泉恵美子氏（カフェフォンテ経営者）
参 加 者	292 名

職業体験

開催時期	事前学習 令和6年7月～11月 職業体験 令和6年9月～11月 振り返り・進路計画 令和6年10月～11月
内 容	高校生を対象とし、事前学習では、体験先企業について調べ、自己紹介や質問するための日本語を学んだ。訪問先企業で軽作業等を1日体験させていただき、その後は体験から学んだことの振り返りと進路について考える講座を実施した。

講 師	中村文江氏 (EAS) 鈴木のり子氏 (エスコーラ・アウカンセ) 菅原明子氏 (オビジェチーボ・デ・イワタ・チア・ホーザ) 岸川順子氏 (セントロ・エドゥカシオナウ・ソヒゾ・デ・クリアンサ) 岸川順子氏 (セントロ・デ・エンシーノ・ニッポ・ブラジレイロ)
職業体験先企業	Racine (美容室) 呉竹荘 (ホテル) ぬくもりのおうち保育 (小規模保育園) スズキ自販浜松 (自動車販売、整備) ㈱IROHA (花き、卸売業) ㈱鳥居食品 (食品加工、販売業) NPO 磐田市スポーツ協会 (スポーツ施設) 豊田一空園 (介護施設) ひと・ほんの庭にこっと (子育て支援施設) 聖隷こども園こうのとり富丘 (保育園) アマンビューティーリゾート (美容室) 山田金属㈱ (製造業) ケアハウス ゆやの里 (介護施設) 聖隷こども園こうのとり豊田 (保育園) ㈱LINDA STORE (靴販売店) ㈱静岡スチール (鉄筋加工) アートメリ・サロン (美容室) 清松園 (障がい者支援施設) 長尾モータース (自動車整備) Café fonte (飲食業) キウイフルーツカントリー (農園) 計 21 社
参 加 者	1, 200 名

個別支援

開催時期	令和 7 年 1 月～ 2 月
内 容	将来のことや現在の生活に不安や悩みを抱えている高校生を対象とし、個別の聞き取りを行った。生徒の日頃の様子を理解している日本語教師や、ブラジルルーツの「先輩」がアドバイザーとなり、生徒の相談に対応した。
アドバイザー	村上ナオキ氏、相川ヌビア氏、紺野モレイラ氏
参 加 者	15 名

(3) 日本語指導ボランティア研修会開催事業

外国人住民への日本語指導を行うボランティアの資質向上及び地域日本語教育の推進を目的とし、「静岡県日本語ボランティアセミナー2025」を開催した。

静岡県日本語ボランティアセミナー2025

開催時期	令和7年2月11日（火・祝）
内 容	基調講演と3つの分科会の2部構成で実施した。基調講演では、中学校での教員との出会いや大病を乗り越えて現在教員として活躍する講師の経験談についてご講義いただいた。分科会では、地域日本語教室に対する理解の増進、課題解決に向けたアイデア共有、子ども向け教材の工夫を目的とした講義を実施した。
会 場	静岡県男女共同参画センター「あざれあ」（静岡市）
講 師	伊木ロドリゴ氏（豊橋市立東陽中学校教諭） 高山晃氏（地域日本語教育コーディネーター） 加山勤子（（公財）静岡県国際交流協会） 虎谷千里氏、南里哉子氏（静岡県教育委員会日本語指導コーディネーター）
参 加 者	122名

日本語サポーター

・登録者数 400名（令和7年3月31日現在）

(4) 外国人学校児童生徒日本語支援事業

外国人学校に通う児童生徒の日本語教育について、日本語指導者等と課題を共有した。

【 地域連携・協働事業 】

(5) 多文化共生団体ネットワーク構築

県内市町の国際交流協会や相談窓口、社会福祉協議会等、関係機関と情報共有を図り、生活困窮者に対して生活資金の貸付制度の情報提供や申請にかかる支援を行った。

(6) 外国人児童支援事業

外国人学校に通う生徒の日本語習得の促進を目的とし、日本語教師を派遣し、日本語授業の増設を行った。

ブラジル人学校日本語教育事業（（一財）自治体国際化協会助成金事業）

開催時期	令和6年5月～令和7年2月	
派 遣 校	ソヒゾ・デ・クリアンサ（菊川市）	オブジェチーボ・ジ・イワタ（磐田市）
回 数	全119回	全32回
参 加 者	延べ807名	延べ66名

(7) 外国人技能実習生等日本語支援事業

技能実習生の日本語教育は、企業責任において実施すべきとの考えをもとに、日本語支援者の紹介や地域のイベント参加を促す取組を継続的に行った。

正味財産増減計算書(令和6年度決算)

令和6年4月1日から令和7年3月31日

科 目	令和6年度 (当 年 度)	令和5年度 (前 年 度)	増 減 (R6-R5)	備 考
I 一般正味財産の部				
1 経常増減の部				
(1)経常収益				
ア 基本財産運用益	18,108,433	18,096,356	12,077	
基本財産受取利息	18,108,433	18,096,356	12,077	
イ 特定資産運用益	8,132	442	7,690	
特定資産運用益	8,132	442	7,690	
ウ 受取会費	584,000	522,000	62,000	
賛助会員収入	584,000	522,000	62,000	
エ 事業収益	7,907,805	7,184,136	723,669	
研修事業収入	6,752,000	6,436,200	315,800	
その他事業収入	1,155,805	747,936	407,869	
オ 受取補助金等	27,042,409	26,910,814	131,595	
県補助金収入等	4,300,000	1,600,000	2,700,000	
国際交流事業委託等収入	22,742,409	25,310,814	-2,568,405	
カ 受取寄付金	11,670	29,000	-17,330	
受取寄付金等振替額	0	0	0	
寄付金収入	11,670	29,000	-17,330	
キ 雑収益	18,127	353	17,774	
受取利息	18,127	353	17,774	
雑収益	0	0	0	
経常収益計(1)=ア~キ	53,680,576	52,743,101	937,475	
(2)経常費用				
ア 事業費	49,056,441	46,077,663	2,978,778	
役員報酬	4,519,800	4,253,143	266,657	
常勤職員給料手当	12,458,028	11,212,483	1,245,545	
臨時職員給料手当	8,651,811	7,787,338	864,473	
賞与引当金繰入額	1,599,525	1,463,741	135,784	
退職給付費用	1,040,660	599,468	441,192	
福利厚生費	3,186,219	2,842,276	343,943	
旅費交通費	585,356	542,111	43,245	
通信運搬費	2,742,890	2,665,494	77,396	
減価償却費	0	0	0	
会議費	13,010	0	13,010	
消耗品費	517,219	996,549	-479,330	
印刷製本費	1,127,559	1,106,010	21,549	
光熱水費	334,187	302,020	32,167	
賃借料	1,931,199	2,069,054	-137,855	
諸謝金	5,343,818	5,010,778	333,040	
公租公課	1,426,400	1,509,100	-82,700	
支払負担金	232,000	202,385	29,615	
支払助成金	1,370,000	1,260,000	110,000	
支払委託費	1,495,900	1,782,000	-286,100	
雑費	480,860	473,713	7,147	
イ 管理費	2,994,926	2,847,921	147,005	
役員報酬	1,129,950	1,063,286	66,664	
常勤職員給料手当	0	0	0	

	賞与引当金繰入額	123,053	129,909	-6,856	
	退職給付費用	0	0	0	
	福利厚生費	71,650	65,000	6,650	
	会議費	1,000	0	1,000	
	旅費交通費	123,440	112,363	11,077	
	通信運搬費	287,641	129,218	158,423	
	消耗品費	16,500	31,942	-15,442	
	印刷製本費	14,020	13,200	820	
	光熱水費	52,720	51,000	1,720	
	賃借料	138,340	169,710	-31,370	
	諸謝金	871,200	927,213	-56,013	
	支払負担金	22,600	22,600	0	
	公租公課	200	0	200	
	雑費	142,612	132,480	10,132	
	経常費用計(2)=ア+イ	52,051,367	48,925,584	3,125,783	
	(3) 評価損益計				
	ア 評価損益等調整前当期経常損益等	0	0	0	
	イ 基本財産評価損益等	0	0	0	
	ウ 特定資産評価損益等	0	0	0	
	エ 投資有価証券評価損益等	0	0	0	
	評価損益計(3)=ア～エ	0	0	0	
	(4) 当期経常増減額				
	当期経常増減額=(1)-(2)-(3)	1,629,209	3,817,517	-2,188,308	
	2 経常外増減の部				
	(1) 経常外収益				
	ア 他会計からの繰入額	0	0	0	
	経常外収益計(1)	0	0	0	
	(2) 経常外費用				
	ア 他会計への振替額	0	0	0	
	経常外費用計(2)	0	0	0	
	(3) 当期経常外増減額				
	当期経常外増減額=(1)-(2)	0	0	0	
	3 当期一般正味財産増減額=1+2	1,629,209	3,817,517	-2,188,308	
	4 一般正味財産期首残高	52,666,423	48,848,906	3,817,517	
	5 一般正味財産期末残高=3+4	54,295,632	52,666,423	1,629,209	
	II 指定正味財産の部				
	ア 受取寄附金	7,000	12,000	-5,000	
	受取寄附金	7,000	12,000	-5,000	
	イ 基本財産運用益	18,091,671	18,079,594	12,077	
	基本財産利息収入	18,091,671	18,079,594	12,077	
	ウ 一般正味財産への振替額	18,108,433	18,096,356	12,077	
	一般正味財産への振替額	18,108,433	18,096,356	12,077	
	1 指定正味財産増減額=ア+イ-ウ	-9,762	-4,762	-5,000	
	2 指定正味財産期首残高	918,908,499	918,913,261	-4,762	
	3 指定正味財産期末残高=1+2	918,898,737	918,908,499	-9,762	
	III 正味財産期末残高= I 5+ II 3	973,194,369	971,574,922	1,619,447	

正味財産増減:計算書・内訳(令和6年度決算)

令和6年4月1日から令和7年3月31日

科 目	公益目的事業 国際理解・交流及び 多文化共生推進事業	法人会計	内部取 引消去	合 計
I 一般正味財産の部				
1 経常増減の部				
(1)経常収益				
ア 基本財産運用益	15,392,168	2,716,265	0	18,108,433
基本財産受取利息	15,392,168	2,716,265	0	18,108,433
イ 特定資産運用益	8,132	0	0	8,132
特定資産運用益	8,132	0	0	8,132
ウ 受取会費	584,000	0	0	584,000
賛助会員収入	584,000	0	0	584,000
エ 事業収益	7,907,805	0	0	7,907,805
研修事業収入	6,752,000	0	0	6,752,000
その他事業収入	1,155,805	0	0	1,155,805
オ 受取補助金等	27,042,409	0	0	27,042,409
県補助金収入等	4,300,000	0	0	4,300,000
国際交流事業委託等収入	22,742,409	0	0	22,742,409
カ 受取寄付金	11,670	0	0	11,670
受取寄付金等振替額	0	0	0	0
寄付金収入	11,670	0	0	11,670
キ 雑収益	18,127	0	0	18,127
受取利息	18,127	0	0	18,127
雑収益	0	0	0	0
経常収益計(1)=ア～キ	50,964,311	2,716,265	0	53,680,576
(2)経常費用				
ア 事業費	49,056,441	0	0	49,056,441
役員報酬	4,519,800	0	0	4,519,800
常勤職員給料手当	12,458,028	0	0	12,458,028
臨時職員給料手当	8,651,811	0	0	8,651,811
賞与引当金繰入額	1,599,525	0	0	1,599,525
退職給付費用	1,040,660	0	0	1,040,660
福利厚生費	3,186,219	0	0	3,186,219
旅費交通費	585,356	0	0	585,356
通信運搬費	2,742,890	0	0	2,742,890
減価償却費	0	0	0	0
会議費	13,010	0	0	13,010
消耗品費	517,219	0	0	517,219
印刷製本費	1,127,559	0	0	1,127,559
光熱水費	334,187	0	0	334,187
賃借料	1,931,199	0	0	1,931,199
諸謝金	5,343,818	0	0	5,343,818
公租公課	1,426,400	0	0	1,426,400
支払負担金	232,000	0	0	232,000
支払助成金	1,370,000	0	0	1,370,000
支払委託費	1,495,900	0	0	1,495,900
雑費	480,860	0	0	480,860
イ 管理費	0	2,994,926	0	2,994,926
役員報酬	0	1,129,950	0	1,129,950
常勤職員給料手当	0	0	0	0

賞与引当金繰入額	0	123,053	0	123,053
退職給付費用	0	0	0	0
福利厚生費	0	71,650	0	71,650
会議費	0	1,000	0	1,000
旅費交通費	0	123,440	0	123,440
通信運搬費	0	287,641	0	287,641
消耗品費	0	16,500	0	16,500
印刷製本費	0	14,020	0	14,020
光熱水費	0	52,720	0	52,720
賃借料	0	138,340	0	138,340
支払負担金	0	22,600	0	22,600
諸謝金	0	871,200	0	871,200
公租公課	0	200	0	200
雑費	0	142,612	0	142,612
経常費用計(2)=ア+イ	49,056,441	2,994,926	0	52,051,367
(3) 評価損益計				
ア 評価損益等調整前当期経常損益等	0	0	0	0
イ 基本財産評価損益等	0	0	0	0
ウ 特定資産評価損益等	0	0	0	0
エ 投資有価証券評価損益等	0	0	0	0
評価損益計(3)=ア～エ	0	0	0	0
(4) 当期経常増減額				
当期経常増減額=(1)-(2)-(3)	1,907,870	-278,661	0	1,629,209
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
ア 他会計からの繰入額	0	0	0	0
経常外収益計(1)	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
ア 他会計への振替額	0	0	0	0
経常外費用計(2)	0	0	0	0
(3) 当期経常外増減額				
当期経常外増減額=(1)-(2)	0	0	0	0
3 当期一般正味財産増減額=1+2	1,907,870	-278,661	0	1,629,209
4 一般正味財産期首残高	44,766,459	7,899,964	0	52,666,423
5 一般正味財産期末残高=3+4	46,674,329	7,621,303	0	54,295,632
II 指定正味財産の部				
ア 受取寄附金	7,000	0	0	7,000
受取寄附金	7,000	0	0	7,000
イ 基本財産運用益	15,377,920	2,713,751	0	18,091,671
基本財産利息収入	15,377,920	2,713,751	0	18,091,671
ウ 一般正味財産への振替額	15,392,168	2,716,265	0	18,108,433
一般正味財産への振替額	15,392,168	2,716,265	0	18,108,433
1 指定正味財産増減額=ア+イ-ウ	-7,248	-2,514	0	-9,762
2 指定正味財産期首残高	781,072,224	137,836,275	0	918,908,499
3 指定正味財産期末残高=1+2	781,064,976	137,833,761	0	918,898,737
III 正味財産期末残高= I 5+ II 3	827,739,305	145,455,064	0	973,194,369

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法について

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっている。

(2) 固定資産の減価償却について

定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準について

①退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

②賞与引当金

職員に対する賞与支給に備えるため、当期に帰属する期間の支給見込み額を計上している。

(4) 消費税の会計処理は、税込方式によっている。

2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減及びその残高は次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当 期 末 残 高
基本財産				
投資有価証券	900,808,634	82,585	99,347	900,791,872
定期預金	18,000,000	0	0	18,000,000
普通預金	99,865	7,000		106,865
小 計	918,908,499	89,585	99,347	918,898,737
特定資産				
退職給付引当預金	7,191,354	1,040,660	225,035	8,006,979
公益目的事業資産積立預金	7,000,000	0	0	7,000,000
運営準備積立預金	9,264,780	0	0	9,264,780
子ども基金積立預金	0	0	0	0
40周年記念事業積立預金	3,000,000	0	0	3,000,000
ホームページ更新事業準備預金	5,150,000	0	0	5,150,000
小 計	31,606,134	1,040,660	225,035	32,421,759
合 計	950,514,633	1,130,245	324,382	951,320,496

3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味 財産からの充当 額)	(うち一般正 味財産からの 充当額)	(うち負債に対 応する額)
基本財産				
投資有価証券	900,791,872	(900,791,872)	(0)	0
定期預金	18,000,000	(18,000,000)	(0)	0
普通預金	106,865	(106,865)		
小 計	918,898,737	(918,898,737)	(0)	0
特定資産				
退職給付引当預金	8,006,979	0	0	(8,006,979)
公益目的事業資産積立預金	7,000,000	0	(7,000,000)	0
運営準備積立預金	9,264,780	0	(9,264,780)	0
子ども基金積立預金	0	0	0	0
40周年記念事業積立預金	3,000,000	0	(3,000,000)	0
ホームページ更新事業準備預金	5,150,000	0	(5,150,000)	0
小 計	32,421,759	0	(24,414,780)	(8,006,979)
合 計	951,320,496	(918,898,737)	(24,414,780)	(8,006,979)

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	688,065	688,063	2
合 計	688,065	688,063	2

5 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益は、次のとおりである。

科 目	帳簿価格	時価	評価損益
北海道電力株式会社 第302回社債	100,000,000	103,190,000	3,190,000
愛知県・名古屋市折半保証第96回名古屋高速道路債券	99,974,980	104,000,000	4,025,020
利付国債(20年) 第109回	359,616,448	372,348,000	12,731,552
東京電力株式会社社債第560回(20年)	300,000,000	299,040,000	-960,000
東京電力パワーグリッド株式会社 第46回社債	41,200,444	34,736,000	-6,464,444
合 計	900,791,872	913,314,000	12,522,128

6 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の名称	交 付 者	前 期 末 残高	当期増加額	当期減少額	当 期 末 残 高	貸借対照表上 の記載区分
国際協力事業 費補助金	静岡県	0	1,600,000	1,600,000	0	-
多文化共生の まちづくり促 進事業	一般財団法人 自治体国際化 協会	0	2,700,000	2,700,000	0	
合 計		0	4,300,000	4,300,000		

7 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

内 容	金 額
経常収益への振替額	
基本財産受取利息	18,108,433
受取寄付金	0
合 計	18,108,433

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産については、計算書類の注記に記載をしているため、記載を省略。
また、基本財産及び特定資産の重要な増減はありません。

2. 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	1,593,650	1,722,578	1,593,650		1,722,578
退職給付引当金	7,191,354	1,040,660	225,035		8,006,979

令和6年度 公益財団法人静岡県国際交流協会 貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I. 資産の部			
1. 流動資産			
(1) 現金預金			
現金預金	0	0	0
普通預金	29,878,468	29,714,857	163,611
現金預金合計	29,878,468	29,714,857	163,611
(2) その他流動資産			
未収金	2,483,455	1,416,060	1,067,395
その他流動資産合計	2,483,455	1,416,060	1,067,395
流動資産合計	32,361,923	31,130,917	1,231,006
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	900,791,872	900,808,634	△ 16,762
定期預金	18,000,000	18,000,000	0
普通預金	106,865	99,865	7,000
基本財産合計	918,898,737	918,908,499	△ 9,762
(2) 特定資産			
退職給付引当預金	8,006,979	7,191,354	815,625
公益目的事業積立預金	7,000,000	7,000,000	0
運営準備積立預金	9,264,780	9,264,780	0
子ども基金積立預金	0	0	0
ホームページ更新事業準備預金	5,150,000	5,150,000	0
40周年記念事業準備預金	3,000,000	3,000,000	0
特定資産合計	32,421,759	31,606,134	815,625
(3) その他固定資産			
什器備品	2	2	0
電話加入権	216,000	216,000	0
その他固定資産合計	216,002	216,002	0
固定資産合計	951,536,498	950,730,635	805,863
資産合計	983,898,421	981,861,552	2,036,869

Ⅱ. 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	959,591	1,448,430	△ 488,839
預り金	14,904	53,196	△ 38,292
賞与引当金	1,722,578	1,593,650	128,928
流動負債合計	2,697,073	3,095,276	△ 398,203
2. 固定負債			
退職給付引当金	8,006,979	7,191,354	815,625
固定負債合計	8,006,979	7,191,354	815,625
負債合計	10,704,052	10,286,630	417,422
Ⅲ. 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
県寄付金	797,760,003	797,776,765	△ 16,762
市町村寄付金	100,160,000	100,160,000	0
その他寄付金	20,978,734	20,971,734	7,000
指定正味財産合計	918,898,737	918,908,499	△ 9,762
(うち基本財産への充当額)	(918,898,737)	(918,908,499)	△ 9,762
(うち特定財産への充当額)	(0)	(0)	0
2 一般正味財産	54,295,632	52,666,423	1,629,209
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(24,414,780)	(24,414,780)	0
正味財産合計	973,194,369	971,574,922	1,619,447
負債及び正味財産合計	983,898,421	981,861,552	2,036,869

令和6年度 公益財団法人静岡県国際交流協会 財産目録
令和7年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)			
現金	手元保管	運転資金として	0
預金	普通預金		
	静岡銀行県庁支店	運転資金として	29,307,536
	スルガ銀行静岡県庁支店	運転資金として	357,660
	清水銀行静岡支店	運転資金として	213,272
未収金		県費補助金・委託金未収分外	2,483,455
流動資産合計			32,361,923
(固定資産)			
基本財産			
基本財産投資有価証券	北海道電力株式会社 第302回社債	85%が公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源とし、残り15%を管理活動の財源として使用している。	100,000,000
	愛知県・名古屋市折半保証	85%が公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源とし、残り15%を管理活動の財源として使用している。	99,974,980
	第96回名古屋高速道路債券		
	利付国債(20年) 第109回	85%が公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源とし、残り15%を管理活動の財源として使用している。	359,616,448
	東京電力株式会社社債第560回(20年)	85%が公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源とし、残り15%を管理活動の財源として使用している。	300,000,000
	利付国債(20年) 第61回	85%が公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源とし、残り15%を管理活動の財源として使用している。	0
	東京電力パワーグリッド株式会社第46回社債	85%が公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源とし、残り15%を管理活動の財源として使用している。	41,200,444
基本財産定期預金	静岡銀行県庁支店	85%が公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源とし、残り15%を管理活動の財源として使用している。	18,000,000
基本財産普通預金	静岡銀行県庁支店	85%が公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源とし、残り15%を管理活動の財源として使用している。	106,865
特定資産			
退職給与引当預金	静岡銀行県庁支店	従業員2名に対する退職金の支払いに備えたもの	8,006,979
公益目的事業積立預金	静岡銀行県庁支店	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源として使用している。	7,000,000
運営準備積立預金	静岡銀行県庁支店	運用益を公益目的事業の財源として使用している。	9,264,780
40周年記念事業積立預金	静岡銀行県庁支店	公益目的事業のために使用する財産である。	3,000,000
ホームページ更新事業準備預金	静岡銀行県庁支店	ホームページのリニューアルに向けた準備金として管理	5,150,000
その他固定資産			
什器備品	机外	公益目的保有財産であり、公益目的事業に使用している。	2
電話加入権		85%が公益目的保有財産であり、公益目的事業に使用し、残り15%を管理活動に使用している。	216,000
固定資産合計			951,536,498
資産合計			983,898,421
(流動負債)			
未払金	租税公課に対する請求額	消費税外	959,591
預り金		雇用保険料、社会保険料	14,904
賞与引当金		職員3名に対する令和7年6月支給賞与の支払いに備えたもの	1,722,578
流動負債合計			2,697,073
(固定負債)			
退職給付引当金		従業員3名に対する退職金の支払いに備えたもの	8,006,979
固定負債合計			8,006,979
負債合計			10,704,052
正味財産			973,194,369

令和7年度事業計画

【 国際理解・交流及び多文化共生推進事業 】

1 国際理解・交流推進事業 (22,199 千円 共通経費含む)

新規

(1) 情報収集提供事業 (7,052 千円)

県民、国際関係団体、企業等の参加、連携の契機とするために、県内の国際理解促進活動や国際交流活動及び外国人の生活に役立つ情報を情報誌「SIR Joy Press」及びホームページ等により、広く県民に提供します。

令和7年度内にホームページを改訂し、より一層充実した内容を盛り込むとともにセキュリティ強化を図ります。

(2) 国際理解教育事業 (570 千円)

国際理解教育や国際交流活動の中心となる若者や関係団体を育成し、国際理解教育の推進主体である国際関連団体と協力して国際的課題を考える「アース（明日）カレッジ」を開催します。また、外国人と日本人のつながりを醸成することを目的に、地域の行事やイベントと一緒に参加する「バディプログラム」を実施します。

(3) 外国語ボランティアバンク設置事業 (884 千円) (一部県委託事業)

県の国際的イベント開催時の言語支援や災害時の外国人への円滑な支援体制の構築等を図るため、語学が堪能な県民のボランティア登録及び管理を行い、通訳ニーズを踏まえた情報提供及び資質向上研修を実施します。

(4) 日本国際連合協会関連事業 (8,000 千円)

国際協力、国際相互理解の拠点である国際連合活動の普及と国際的活動の基礎能力を修得するための低廉な語学講座を開催します。

(5) 留学生支援事業 (2,341 千円)

(公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム委託事業・地域国際化協会助成事業)

「ふじのくに国際交流親善大使」を任命し、県民との交流による国際化の推進や母国と静岡県との架け橋として、草の根友好交流の促進を支援します。さらに、留学生や企業で活躍する外国人の若者を地域交流事業につなげます。

また、県内企業への就職希望者に対し、必要な能力や知識の習得、就職機会の拡大を図るため、留学生就職支援やインターンシップ事業を開催します。

(6) 海外国際交流団体連携事業

国際相互理解を促進するため、浙江省、韓国仁川市等からの市民交流希望案件を青少年団体や女性団体、自治体等に紹介し、実現に向けて調整支援等を行います。

(7) 海外移住者援護事業 (1,695 千円) (県補助事業)

県レベルの国際交流を円滑に進めるための国際協力事業の一環として、県の補助を受けて、海外静岡県人会への助成や高齢者表彰を行うとともに、中南米等へ移住した子弟に対する支援を行います。

2 多文化共生推進事業 (47,245 千円 共通経費含む)

重点

(1) 外国人住民支援アドバイザー設置事業 (11,320 千円) (県委託事業)

経済・労働情勢の動向、入国管理制度改正、滞在の長期化や定住化に伴い複雑化する外国人の課題に対応するため、県の委託を受け、「静岡県多文化共生総合相談センター」として、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語等多言語の能力を持つ相談員と日本人の相談員を配置した相談窓口を設けます。相談コーディネーターを配置し、相談窓口の専門家として、関係情報の収集、外国人相談の傾向や対策等を検討します。また、専門機関と連携し、外国人のための専門相談会等を開催し、各地域の相談窓口の活動を支援します。

(2) 外国人住民相談窓口高度化事業 (2,355 千円) (地域国際化協会助成事業)

外国人の生活に重要となる医療、福祉、教育、雇用、防災等への具体的な支援を行うため、国や県等の動向を踏まえ、体制整備に向けた検討・研修会を行います。

医療支援においては、医療従事者や大学等と連携し、医療従事者を対象とした外国人医療ワークショップ、医療通訳セミナーや医療通訳研修会等を開催します。関係者とのネットワークを構築するとともに、医療通訳者の紹介を継続します。

就労支援では、定住外国人や外国につながる高校生等、将来を担う若者を対象としたキャリア教育及び日本語教育を実施します。外国人の雇用関係機関等との連絡会を通して、外国人の生活に寄り添った助言や、地域支援者等と連携した体制づくりに努めます。

(3) 日本語指導ボランティア研修会開催事業 (15,000 千円) (県委託事業)

新規

県内の地域日本語教育の推進を図るため、「静岡県地域日本語教育総括コーディネーター」を配置し、地域日本語教育に携わる指導者の養成や関係者のネットワーク構築を目的とした研修会、日本語教育の動向や先駆的な活動内容について学ぶことを目的とするシンポジウム等を開催します。また、県と協働で日本語教室が設置されていない市町へ聞き取り等を行い、地域日本語教室空白地域解消に向けて働きかけを行います。

重点

(4) 外国人学校児童生徒日本語支援事業 (9,224 千円) (地域国際化協会助成、県委託事業)

日本語学習環境が整っていない外国人学校在籍生徒を支援するため、日本語教師等による日本語指導を行います。また、県の委託を受け、職業講話等を通して同じ文化背景を持つ社会人や大学生、外国人を雇用している企業社員等との交流の機会を提供します。自らの体験を通して日本語習得の重要性や働くことの意義に気づくことを促します。

(5) 多文化共生ネットワーク構築事業 (800 千円)

外国人支援策を展開する県内の市町国際交流協会や、活動団体との連携強化を図るため、関係情報の収集や調査、合同研修などを行います。

専門家や市町と協議し、県国際交流協会の役割を明確にすることで、包括的な支援活動を行います。

(6) 外国人児童支援事業

学校教員や外国人支援員・相談員、ボランティアなどが指導方法の基礎的な知識や技能を学ぶ研修会の開催や、進学に関する情報提供等を行います。

(7) 外国人技能実習生日本語支援事業

外国人技能実習生への日本語指導を通して、企業活動、住民と実習生の相互交流・相互理解の促進が図れるように、企業からの要請に応じて日本語習得機会の情報提供等支援します。

令和7年度 正味財産増減計算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日

(単位:千円)

科 目	令和7年度 (当初予算額)	令和6年度 (当初予算額)	増 減 (R6-R5)	備 考
I 一般正味財産の部				
1 経常増減の部				
(1)経常収益				
ア 基本財産運用益	18,097	18,097	0	
基本財産受取利息	18,097	18,097	0	
イ 特定資産運用益	1	1	0	
特定資産運用益	1	1	0	
ウ 受取会費	1,000	1,000	0	
賛助会員収入	1,000	1,000	0	
エ 事業収益	8,800	10,200	-1,400	
研修事業収入	8,000	9,400	-1,400	
その他事業収入	800	800	0	
オ 受取補助金等	35,675	27,685	7,990	
県補助金収入等	4,400	4,600	-200	
国際交流事業委託等収入	31,275	23,085	8,190	
カ 受取寄付金	100	100	0	
基本財産指定寄付金	0	0	0	
寄付金収入	100	100	0	
受取寄付金等振替額	0	0	0	
キ 雑収益	9	8	1	
受取利息	9	8	1	
経常収益計(1) = ア～キ	63,682	57,091	6,591	
(2)経常費用			0	
ア 事業費	69,444	56,540	12,904	
役員報酬	5,060	5,060	0	
常勤職員給料手当	18,923	15,720	3,203	
臨時職員給料手当	9,250	9,000	250	
賞与引当金繰入額	2,306	1,461	845	
退職給付費用	1,100	620	480	
福利厚生費	4,585	3,794	791	
旅費交通費	1,717	1,601	116	
通信運搬費	3,330	3,020	310	
減価償却費	0	0	0	
会議費	132	84	48	
消耗品費	527	565	-38	
印刷製本費	1,520	1,234	286	
光熱水費	500	400	100	
賃借料	2,901	2,435	466	
諸謝金	7,210	6,495	715	
公租公課	2,615	1,100	1,515	
支払負担金	250	213	37	
支払助成金	4,760	1,360	3,400	
支払委託費	1,782	1,782	0	
基本財産預金支出	0	0	0	
雑費	976	596	380	

イ 管理費	3,686	3,448	238	
役員報酬	1,229	1,100	129	
常勤職員給料手当			0	
賞与引当金繰入額	130	130	0	
退職給付費用	0	0	0	
福利厚生費	65	60	5	
会議費	5	5	0	
旅費交通費	120	120	0	
通信運搬費	320	320	0	
消耗品費	32	32	0	
印刷製本費	136	136	0	
光熱水費	51	47	4	
賃借料	412	312	100	
諸謝金	1,000	1,000	0	
支払負担金	36	36	0	
公租公課	0	0	0	
基本財産預金支出	0	0	0	
雑費	150	150	0	
経常費用計(2) = ア + イ	73,130	59,988	13,142	
(3) 評価損益計			0	
ア 評価損益等調整前当期経常損益等	0	0	0	
イ 基本財産評価損益等	0	0	0	
ウ 特定資産評価損益等	0	0	0	
エ 投資有価証券評価損益等	0	0	0	
評価損益計(3) = ア ~ エ	0	0	0	
(4) 当期経常増減額			0	
当期経常増減額 = (1) - (2) - (3)	-9,448	-2,897	-6,551	
2 経常外増減の部			0	
(1) 経常外収益			0	
ア 他会計からの繰入額	0	0	0	
経常外収益計(1)	0	0	0	
(2) 経常外費用			0	
ア 他会計への振替額	0	0	0	
経常外費用計(2)	0	0	0	
(3) 当期経常外増減額			0	
当期経常外増減額 = (1) - (2)	0	0	0	
3 当期一般正味財産増減額 = 1 + 2	-9,448	-2,897	-6,551	
4 一般正味財産期首残高	28,531	31,428	-2,897	
5 一般正味財産期末残高 = 3 + 4	19,083	28,531	-9,448	
II 指定正味財産の部			0	
ア 受取寄附金	-7	-7	0	
受取寄附金	10	10	0	
基本財産評価益	-17	-17	0	
イ 基本財産運用益	18,097	18,097	0	
基本財産利息収入	18,097	18,097	0	
ウ 一般正味財産への振替額	18,097	18,097	0	
一般正味財産への振替額	18,097	18,097	0	
1 指定正味財産増減額 = ア + イ - ウ	-7	-7	0	
2 指定正味財産期首残高	930,383	930,390	-7	
3 指定正味財産期末残高 = 1 + 2	930,376	930,383	-7	
III 正味財産期末残高 = I 5 + II 3	949,459	958,914	-9,455	

令和7年度 正味財産増減計算書・内訳表

令和7年4月1日から令和8年3月31日

(単位:千円)

科 目	公益目的事業 国際理解・交流及び 多文化共生推進事業	法人会計	内部取 引消去	合 計
I 一般正味財産の部				
1 経常増減の部				
(1)経常収益				
ア 基本財産運用益	15,382	2,715	0	18,097
基本財産受取利息	15,382	2,715	0	18,097
イ 特定資産運用益	1	0	0	1
特定資産運用益	1	0	0	1
ウ 受取会費	1,000	0	0	1,000
賛助会員収入	1,000	0	0	1,000
エ 事業収益	8,800	0	0	8,800
研修事業収入	8,000	0	0	8,000
その他事業収入	800	0	0	800
オ 受取補助金等	35,675	0	0	35,675
県補助金収入等	4,400	0	0	4,400
国際交流事業委託等収入	31,275	0	0	31,275
カ 受取寄付金	100	0	0	100
基本財産指定寄付金	0	0	0	0
寄付金収入	100	0	0	100
受取寄付金等振替額	0	0	0	0
キ 雑収益	9	0	0	9
受取利息	9	0	0	9
経常収益計(1)＝ア～キ	60,967	2,715	0	63,682
(2)経常費用				
ア 事業費	69,444	0	0	69,444
役員報酬	5,060	0	0	5,060
常勤職員給料手当	18,923	0	0	18,923
臨時職員給料手当	9,250	0	0	9,250
賞与引当金繰入額	2,306	0	0	2,306
退職給付費用	1,100	0	0	1,100
福利厚生費	4,585	0	0	4,585
旅費交通費	1,717	0	0	1,717
通信運搬費	3,330	0	0	3,330
減価償却費	0	0	0	0
会議費	132	0	0	132
消耗品費	527	0	0	527
印刷製本費	1,520	0		1,520
光熱水費	500	0	0	500
賃借料	2,901	0	0	2,901
諸謝金	7,210	0	0	7,210
公租公課	2,615	0	0	2,615
支払負担金	250	0	0	250
支払助成金	4,760	0	0	4,760
支払委託費	1,782	0	0	1,782
基本財産預金支出	0	0	0	0
雑費	976	0	0	976

イ 管理費	0	3,686	0	3,686
役員報酬	0	1,229	0	1,229
常勤職員給料手当	0		0	0
賞与引当金繰入額	0	130	0	130
退職給付費用	0	0	0	0
福利厚生費	0	65	0	65
会議費	0	5	0	5
旅費交通費	0	120	0	120
通信運搬費	0	320	0	320
消耗品費	0	32	0	32
印刷製本費	0	136	0	136
光熱水費	0	51	0	51
賃借料	0	412	0	412
諸謝金	0	1,000		1,000
支払負担金	0	36	0	36
公租公課	0	0	0	0
基本財産預金支出	0	0	0	0
雑費	0	150	0	150
経常費用計(2)=ア+イ	69,444	3,686	0	73,130
(3) 評価損益計				
ア 評価損益等調整前当期経常損益等	0	0	0	0
イ 基本財産評価損益等	0	0	0	0
ウ 特定資産評価損益等	0	0	0	0
エ 投資有価証券評価損益等	0	0	0	0
評価損益計(3)=ア～エ	0	0	0	0
(4) 当期経常増減額				
当期経常増減額=(1)-(2)-(3)	-8,477	-971	0	-9,448
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
ア 他会計からの繰入額	0	0	0	0
経常外収益計(1)	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
ア 他会計への振替額	0	0	0	0
経常外費用計(2)	0	0	0	0
(3) 当期経常外増減額				
当期経常外増減額=(1)-(2)	0	0	0	0
3 当期一般正味財産増減額=1+2	-8,477	-971	0	-9,448
4 一般正味財産期首残高	24,252	4,279	0	28,531
5 一般正味財産期末残高=3+4	15,775	3,308	0	19,083
II 指定正味財産の部				
ア 受取寄附金	-7	0	0	-7
受取寄附金	10	0	0	10
基本財産評価益	-17	0	0	-17
イ 基本財産運用益	15,382	2,715	0	18,097
基本財産利息収入	15,382	2,715	0	18,097
ウ 一般正味財産への振替額	15,382	2,715	0	18,097
一般正味財産への振替額	15,382	2,715	0	18,097
1 指定正味財産増減額=ア+イ-ウ	-7	0	0	-7
2 指定正味財産期首残高	790,826	139,557	0	930,383
3 指定正味財産期末残高=1+2	790,819	139,557	0	930,376
III 正味財産期末残高=Ⅰ5+Ⅱ3	806,594	142,865	0	949,459